

質 疑 回 答 書

令和7年5月30日

市川市中高生の居場所づくり事業業務委託に係る質疑に対する回答は以下のとおりとなります。

No	項目	質疑事項	回答
1	第5号様式	「同種・類似業務の経験業務」「経験年数」には、アルバイト・パート、もしくはボランティアとしての経験を含むことはできますか。	雇用形態を問わず、経験とすることができます。 なお、第5号様式の記載方法としては、同種・類似業務の経験業務の欄には、「○業務（雇用形態）」とアルバイトやボランティア等の雇用形態をかつこ書きで記載してください。 業務責任者については、業務の性質上、事業の開始時に正規雇用されていることを想定しております。
2	仕様書5（1）	支援事業の一環として、軽食を提供することは可能ですか。またそれに係る諸経費を見積に計上することは可能ですか。	軽食を提供することも、それに係る諸経費を見積に計上することも可能です。
3	その他	施設内の電源は中高生含め、自由に利用することはできますか。	事業場所（八幡つどいの広場内）において、携帯電話やPCによる電源の使用は想定しております。 その他の利用については、市川市に相談してください。
4	その他	イベントや学習支援時に八幡市民交流館内の部屋を予約し利用する場合、部屋の利用料は必要でしょうか？	当事業に関することで利用する場合は、当課より事前に八幡市民交流館内の部屋の予約を行うため利用料は発生しません。 運営事業者が予約する場合は、費用負担が発生します。